

令和5年(2023年)第7回ニセコ町議会臨時会

令和5年(2023年)11月14日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 5 議案第 1号 農業委員の選任について
- 6 議案第 2号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例
- 7 議案第 3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 5号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算
- 10 議案第 6号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 11 議案第 7号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算

○出席議員(10名)

1番 高瀬 浩 樹	2番 大野 幹 哉
3番 高木 直 良	4番 榊 原 龍 弥
5番 前原 孝 植	6番 小松 弘 幸
7番 斉藤 うめ子	8番 木下 裕 三
9番 篠原 正 男	10番 青羽 雄 士

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	片山 健 也
副 町 長	山本 契 太
会 計 管 理 者	加藤 紀 孝
総 務 課 長	福村 一 広
防 災 専 門 官	青田 康 二 郎
税 務 課 長	鈴木 健

町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
農業委員会事務局長	山田浩二
農政課参事	石山智
国営農地再編推進室長	阿部信幸
商工観光課長	三上進
商工観光課参事	橋本啓二
都市建設課長	石山康行
上下水道課長	樋口範幸
総務係長	浅井理登
財政係長	片岡辰三
教育長	淵野伸隆
学校教育課長	中村正人
町民学習課長	齊藤徹
こども未来課長	三橋公一
学校給食センター長	寺島弘道
有島記念館長	佐竹三郎
代表監査委員	

○出席事務局職員

事務局長	高瀬達矢
書記	佐藤秀美

◎開会の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は 10 名です。
定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 7 回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第 124 条の規定により、議長において、2 番、大野幹哉君、3 番、高木直良君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

- 議長（青羽雄士君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ご異議なしと認めます。
よって会期は本日 1 日間と決しました。

◎日程第 3 諸般の報告

- 議長（青羽雄士君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、阿部信幸君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、淵野伸隆君、町民学習課長、中村正人君、こども未来課長、齋藤徹君、学校給食センター長、三橋公一君、有島記念館長、寺島弘道君、代表監査委員、佐竹三郎君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、本日1日よろしくお願いいたします。

まず最初にご説明申し上げる承認第1号につきましては、本来議会において議決いただく事件について、議会開催のいとまがない場合など特定の場合に、町長が議会に代わって事件の処分をすることができる、いわゆる専決処分でございます。

横長の承認第1号とある議案をご用意いただきたいと思えます。タブレットのほうにも収納してございます。まずこちらの1ページ、日程第4、承認第1号 専決処分した事件の報告についてご説明をいたします。これについては、9月20日付の専決処分の案件でございます。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和5年11月14日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページでございます。こちらが令和5年9月20日付での専決処分書でございます。

次のページでございます。議案本体でございます。

令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,670万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,826万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月20日、ニセコ町長 片山健也。

6ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正から、8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入まで、こちらについては記載のとおりでございます。9ページ、今回の専決補正の額を記載しておりますが、合計で2,670万3,000円でございます。財源につきましては全て一般財源として、財政調整基金と前年度繰越金を充当しておりますところでございます。

それでは、10ページをお開きいただきまして、歳入からご説明申し上げます。今回の事業実施に際し、財政調整基金繰入金を2,042万5,000円活用いたします。それから11ページになりますが、あわせて前年度繰越金を627万8,000円充当いたします。これにより、前年度繰越金はゼロ円となるところでございます。ただし、今後有利な起債等の財源が確定した時点で、財政調整基金の積み戻しなど財源の振替を行う場合がございます。

続きまして、12ページでございます。歳出です。10款教育費、4項3目18節日本学校農業クラブ

全国大会出場経費補助 31 万 3,000 円。こちらにつきましては、北海道学校農業クラブ連盟技術競技大会において、生徒 2 名が優秀な成績を取めたことにより、10 月 25 日から 2 日間、熊本県で開催される全国大会へ出場をいたしました。これによりまして、生徒 2 名と引率教員 1 名の旅費、それから負担金等の必要経費を補正したというものでございます。

その下、6 項 3 目学習交流センター費、10 節修繕料 26 万 4,000 円につきましては、学校学習交流センターあそぶっくのエアコン、平成 28 年度設置でございますが、このエアコンの制御基盤と循環ポンプ 2 か所に不具合が生じ動かなくなってしまったことから、修理が必要なため補正をしたものでございます。その下、学習交流センター修繕工事 62 万 7,000 円につきましては、同じくあそぶっくの玄関内側の自動ドアが作動しなくなり、自動開閉装置の取替が必要となったための補正でございます。なお、玄関外側の自動ドアについても同じく劣化しており、作動しなくなる恐れがあるため、2 か所の取替修繕を行うということでやらせていただくものでございます。あそぶっくの開館以来、2003 年から 20 年間経過しているというものでございます。

7 項 3 目 14 節給食センター営繕工事 113 万 6,000 円。こちらにつきましては、給食センターのトラックが入る食器返却用の車庫と洗浄室との間に設置している電動シャッターが故障により開閉しなくなり、開閉機付スプリングシャフトの交換を行うための補正ということで、専決をさせていただいたものでございます。

次に 13 ページ、11 款災害復旧費でございますが、全体で 2,436 万 3,000 円の専決補正となりました。令和 5 年 9 月 12 日及び 18 日に発生した大雨に伴い、町道などの災害箇所を補修するための所要額を補正したものでございます。当日は時間あたり最大雨量はそれぞれ 20.5 mm、27 mm となりまして、災害復旧事業債の基準となる 1 時間あたりの 20 mm 以上という基準を満たしたことから、財源として災害復旧事業債の申請を行っているところでございます。被災箇所につきましては全 23 か所でございます。こちらについては補足資料の中に図面もついております。予算書にお戻りいただきまして、12 節町道等災害復旧業務委託料 1,183 万 6,000 円につきましては、被災箇所全 23 か所中 17 か所について、流れた土砂の補給、敷き均し、側溝詰まりの改善など、比較的軽微な復旧について委託料をもって対応するというものでございます。その下、14 節土木施設単独災害復旧工事 1,034 万円。こちらにつきましては、先ほどの全 23 か所中町道全 6 路線について、崩れた法面の復旧、アスファルト下の路盤の洗掘の復旧、被災した側溝の修繕などに係る土木工事として補正するというものでございます。15 節災害復旧原材料 218 万 7,000 円については、今ご説明を申し上げました委託及び工事にかかる原材料費ということでございます。

説明は以上でございますが、専決処分に係る補正予算の内訳については補正予算資料の No.1、タブレットにも収納しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9 番、篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 12 ページのあそぶっく、学習交流センター費に関わる修理と修繕工事、2 点あげられておりますけども、まず 20 年経過ということは分かるんですが、20 年経過の中でどういう故障歴を持っていたのかという点と、保守点検なるものは行われてきたのかどうか。もし行われてきたとすれば、保守点検の成果と今回の故障の因果関係についてお伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 中村課長。

○町民学習課長（中村正人君） 篠原議員の質問にお答えしたいと思います。あそぶっくの自動ドアは 20 年経過ということで、だいたい自動ドアの寿命は 15 年ということでお聞きしております。保守点検についても年 2 回実施してきております。その中で、故障したときに部品がもうないということで、全部の取替を進められてきていたところでした。内側のドアが動かなくなってしまうということで、両方修繕したいということでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 20 年経過ってというのは分かるんですけども、20 年ひとくくりではなくて、20 年の中でどういう故障経過があったのかということをお伺いしたんですが、それはお答えになっておりません。

○議長（青羽雄士君） 中村課長。

○町民学習課長（中村正人君） 今回のように自動ドアが一切動かなくなったということは、今までございませんでした。ヒートポンプについては、28 年度にエアコンを設置して 7 年経過し今年 8 年目で、室外機が 9 台設置されてるんですが、そのうちの 2 台が動かなくなったということです。保守点検もやってるんですけども、今年の秋、保守点検前にこの 2 台が動かないということがあそぶっくの職員のほうからありまして、それで調べていただいたところ、制御基盤と循環ポンプが 2 台分壊れているということでした。修理しないと冬に動かないということでしたので、修理するというようお願いしております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 経過についてはおおむね分かりましたけども、特に循環ポンプに関わってなんですけども、この原因についてきちっと把握されているのかどうか。というのは、また同じ年数でまた再度このような故障に至るということも考えられますので、その点の今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 中村課長。

○町民学習課長（中村正人君） 業者さんにも聞いたところ、今回の故障の原因は分からないということなんですけども、年数が 10 年までいってないんですけども 8 年目ということで、9 台のうち 2 台が故障したということで、今後も業者さんと相談しながらやっていきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 3 番、高木議員。

○3 番（高木直良君） 災害復旧の件で何点かお聞きしたいと思います。9 月の 12、18 日に大変な強度の雨が降ったと。それに対応するってことで、これだけ多数の箇所を対応されたということについては大変だったなと思います。それで今後、今回のような最大降雨強度 20 mm を超えるような気象条件、最近の動きを見ていると、今後も起こりうる状況だなと感じております。それで、今回 23 か

所、この地図に載っておりますような場所で災害が起きたわけですが、これは例えば今までも危険箇所だというような認識をされていた場所だったのか、あるいは今回起きてみて分かったという状況なのか。

私が今後必要だと思いますのは、先ほども言いましたように、このような雨の降り方が今後毎年起こることになれば、こういう災害復旧で対応するということはもちろんでありますけれども、事前の防災事業ということで、全体の危険箇所をあらかじめ調査する予算をつけて、できるだけ事前にそういう場所を把握しておいて、災害に弱いなという場所がありましたらそこにもきちっと予算をつけて、防災的な工事を発注すべき、計画すべきではないかなと思っております。これについて、どのように見通しを持っているかお尋ねいたします。

それともう1点は、こういった災害が起きそうなときは、庁舎内で防災の体制、臨時の体制をとるかと思っておりますけれども、翌日おさまってからもちろん巡回なりパトロールをして危険箇所を発見されると思います。例えば建設業者さんとあらかじめ協定を結んでおく、あるいは毎日運送して車を運転している郵便局さんと連携して、走行中にそういう場所を発見したら通報していただくというような連携的な発見といいますか、そういうこともされているかどうかちょっと分かりませんが、もしされてなければ今後できるだけ事故、幸い人身事故とかになってませんけれども、そういうことが起こりうる状況の中で一刻も早くそういう場所を発見するという体制を検討してはいかがかと思えます。以上2点についてお尋ねいたします。

○議長（青羽雄士君） 都市建設課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員の質問にお答えいたします。まず一つ目の今回の災害箇所については、例年起きてる箇所、または隔年で起きている箇所なので、想定はできている箇所でございます。なので、この災害を必要最小限に抑えるために、この場所については側溝をきちんと掃除して雨水が流れるように、あと遮断溝も設置して極力砂利道の路盤が傷まないようにやっております。高木議員のおっしゃるとおり、町内全部の災害箇所を調査するというのは大事なことであると思っておりますけれども、費用等を考えるとちょっと現実的ではないかなと原課では考えております。今後の災害の対応としましては、今回やられてる箇所が全部砂利道で、特に登山道につきましては1か所なんですけど、1か所で280万円という結構大きなお金がかかります。ここの部分につきましても、今後舗装化か何かで対応したいと考えております。

二つ目の郵便局との連携につきましては、建設業協会とは災害の連携というか協定を結んでおりまして、ほかの部分に関しましては、一応維持の中で大雨等が来たときには委託業者にパトロール、または職員でもパトロールするようにはしております。ほかの機関との連携というのは今のところ考えてはおりません。ですが、ほかの町民の方からの連絡があったり、あと中央バスさんも町内走っておりますので、その辺とは何かありましたらご連絡いただくよう協力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 調査については、確かに全箇所いっぺんに調査するのは大変なことだと思っておりますけれども、例えば年次計画で順番を追ってエリアごとに、あるいは今までの履歴から、この辺は

災害に弱い場所だなという場所から順番に全体の調査を進めるということはできるんじゃないかなと思います。いっぺんに全箇所をやるのは厳しいとしても、予算づけできる範囲でこういった災害、安全に関わることで、順次予算をつけるということは大事だと思いますので、それについてできれば町長からもご答弁いただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（片山健也君） 災害箇所につきましては、これまでも随時対応をずっとしてきておりまして、登山道路も大雨のために砂利が流れて毎回数百万円かかっているということで、前回骨材を入れて簡易舗装というかたちで流れないようにしました。ところが今回の大雨はさらに下の路盤といいますか、その中に入って表面自体を駄目にするっていうか、剥がすぐらいの勢いであったということですので、多分ここをやるとなると数千万円のお金がかかって、当然住民等の配置もないので、相当持ち出しも大きいということでもあります。

どのようなかたちが将来持ち出しがないようにしていくかは引き続き調査をしていきますが、それぞれの箇所につきましては先ほど担当課長から説明申し上げますとおり、側溝を入れたり、横に水が流れるように遮断的なものを入れたり、これまでも相当工夫はしてきているところであります。そういう面でできるだけこういった災害が発生しないように引き続き調査をしながら、できるところは対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

◎日程第5 議案第1号から日程第11 議案第7号

○議長（青羽雄士君） 日程第5、議案第1号 農業委員の選任についての件から、日程第11、議案第7号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件まで、7件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 日程第5、議案第1号 農業委員の選任についてご説明をいたします。議案の2ページでございます。

議案第1号 農業委員の選任について。

ニセコ町農業委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住所 虻田郡ニセコ町字〇〇〇

氏名 山崎常雄

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日生まれ

令和5年11月14日提出、ニセコ町長 片山健也。

まず、2ページの提案理由の部分でございますが、本町の農業委員について、現在1名欠員が生じていることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項に基づき、町長が選定した農業委員候補者について議会の同意を求めため、このて案を提案するというものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。山崎氏の略歴を記載したものでございます。山崎氏につきましては、農業に関する見識を有し、農業委員としてのその職務を適切に遂行できる方であるため、選任に際し議会の同意を求めるというものでございます。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、4ページになります。日程第6、議案第2号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案第2号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年11月14日提出、ニセコ町長 片山健也。

まずは5ページの下でございますが、提案理由でございます。一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月額を0.1月引き上げることに伴い、ニセコ町議員報酬等審議会にて審議した結果、議会議員に係る期末手当の支給月額を一般職員同様の月数に引き上げを行うため、本条例を提出するというものでございます。

この条例本文の第1条につきましては、期末手当について給与月額等の0.1月分の増額を12月で一括支給するというための改正、これが第1条でございます。第2条につきましては、同じく0.1月分の増額を6月と12月に0.05月ずつに分けて支給するための改正で、こちらについては、附則においてこの条例の公布の日から施行するものとした上で、かつ第2条は来年4月から施行するというものでございます。

最後に5ページの一番下でございますが、この条例改正に関する町民参加等については、ニセコ町まちづくり基本条例第54条の規定によりまして、令和5年11月6日にニセコ町議員報酬等審議会において審議をしております。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、6ページになります。日程第7、議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年11月14日提出、ニセコ町長 片山健也。

7ページをお開きいただきたいと思います。提案理由でございます。先ほど同様、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月額を0.1か月引き上げることに伴いまして、ニセコ町議員報酬等審議会について審議した結果、特別職に係る期末手当支給月額を一般職同様の月数に引き上げるための本条

例の提出でございます。先ほどの議員報酬の増額と同じたてつけでございますが、特別職の期末手当についても0.1か月分増額するという内容でございます。条例本文も先ほど同様、第1条では期末手当について給与月額等の0.1か月分の増額を12月で一括支給するための改正の条文。それから第2条につきましては、同じく0.1か月の増額を6月と12月に0.05か月ずつに分けて支給するための改正ということで、附則におきましてこの条例は公布の日から施行するとともに、6月と12月に分けるという第2条については来年4月からの施行となります。

最後に議案の7ページの下、この条例に関する住民参加等についてということでございますが、先ほどと同様、令和5年11月6日にニセコ町議員報酬等審議会において審議をしているというところでございます。

議案の第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして8ページになります。日程第8、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を 別紙のとおり制定するものとする。

令和5年11月14日提出、ニセコ町長 片山健也。

13ページをご覧いただきたいと存じます。提案理由でございます。令和5年度の人事院勧告において、民間の支給割合との均衡を図るため、給与表及び期末手当・勤勉手当の支給率の増額が勧告されたことを受け、人事院勧告に準じた改正を行うため、本条例を提出するというものでございます。

9ページにお戻りいただきたいと存じます。第1条では一般職員と定年前再任用短時間勤務職員、現在この職員については本町にはおりませんが、この二つについて令和5年度の期末手当及び勤勉手当をあわせて、給与月額0.1か月分の増額改定をするという条例改正でございます。続いて、12ページの表の下、第2条になります。この第2条ですが、同じく一般職員等の同手当0.1か月分の増額について、令和6年度以降もこれを適用するというための改正となっております。

9ページにお戻りいただきまして、9ページから12ページ中段までにかけては一般職員の給与表の改正でございますが、こちらについても人事院勧告に準じ改正をしております。改正内容は別紙の新旧対照表にも記載しておりますので、新旧対照表は後ほどご確認をいただきたいと存じますが、ここではおおむね全体で1.1%程度の増額改定をしております。増額の比率は1級が大きく、要するに給与の少ないほうが大きく改正をし、6級に向かうにつれ比率が低くなるという設定をしているということでございます。

議案の12ページ下、附則でございますが、主な内容としまして第1条では今回の増額改定については令和6年度以降も適用するという、それから同条第1項で今年度については4月1日に遡り適用するということを規定しているというものでございます。

最後に13ページ下、この条例に関する住民参加等の手続についてということでございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当しておりまして、住民参加等の手続を要しないとしているところでございます。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第9、議案第5号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

議案第5号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,056万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,883万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月14日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。2ページの第1表 歳入歳出予算補正から4ページまでにつきましては記載のとおりでございます。5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入歳出でございますが、今回の補正額合計3,056万5,000円の財源につきましては一般財源でございますが、普通交付税で賄うということとしております。

それでは歳入からご説明をいたしますので、6ページをお開きいただきたいと思います。今回の事業実施に際しましては、ただいま申し上げましたように、令和5年度普通交付税の確定によりまして、当初より7,009万8,000円多く交付されることになったため、そのうち3,056万5,000円を活用するというところでございます。

続きまして7ページ、歳入でございますが、1款議会費、1項1目3節議員期末手当21万5,000円については先ほどご説明をいたしましたが、人事院勧告の実施に伴い、議員各位の期末勤勉手当について年2.2か月を2.3か月の支給とするため、0.1か月分の増額補正をするというものでございます。

続きまして8ページ、2款1項5目文書広報費、10節食糧費2万円につきましては、コロナ禍が明け、行政視察が増え始めたことによりまして、視察用お茶代が不足するための補正でございます。

その下、12目財産管理費、10節修繕料128万1,000円につきましては、普通財産である宮田3号住宅の屋根周辺がキツツキによりまして多数の穴が明けられてしまったために、これを修繕するというための補正18万7,000円。それから内訳の二つ目としては、社会福祉法人ニセコ福祉会へ貸与している有島7、8号の住宅について、室内の断熱効果を向上させるため、内窓の入替え修繕を行うための補正が109万4,000円でございます。その下、自動体外式除細動器（AED）の借上料5万円については、ニセコ町国際交流施設北海道インターナショナルスクールにおいて、多言語対応のAEDを配置するための補正でございます。5か年リースの1年目の費用となります。

それから、15目町民センター費は合わせて177万7,000円の補正でございます。まず修繕料の50万円につきましては、今年度3件の修繕で予算不足が生じており、今後発生する小規模の修繕、屋根の防水シートコーキング修理、ステージマイク用ライン修理などを想定しておりますが、これを見込んで補正するというものでございます。その下、町民センター修繕工事127万7,000円につきましては、小ホール冷暖房機のドレンパイプの破損によりまして、冷暖房機の排水が床下に入り床板が変形

したため、床を修繕するというための工事費を補正するというものでございます。なお、ドレーンパイプについては修繕済みということでございます。

続きまして17目職員給与費は全体で913万8,000円の補正でございます。人事院勧告の実施等に伴う補正となりますが、給料については国に準じ平均改定率はおおむね1.1%で、給与が高いほど改定率が低くなるという改定となっております。また、期末勤勉手当は先ほどの議会費と同じく年0.1か月の増額ということでございます。補正額につきましては、一般職員の40万4,000円から9ページの下から3行目、18節市町村職員福祉協会負担金2,000円まで全体で896万9,000円でございます。改定によって現計予算に対し不足を生じる金額のみを補正ということでございます。なお、8ページ下から3行目の扶養手当2万1,000円は職員の扶養人数が増加したこと、その下通勤手当は職員の住所変更に伴うものでございまして、この二つのみ人事院勧告によるものではない補正ということでございます。

次に9ページ下、22目新型コロナウイルス特別対策費、18節商品券発行事業補助198万9,000円につきましては、物価高騰に対する家計支援及び町内消費喚起による域内経済の下支えのために、町民1人当たり5,000円分の商品券を配布する事業を実施するというものでございます。なお、9月議会にて提案した事業から配布金額・実施方法等を見直したことから、9月補正分を取下げ、新たな事業内容で補正する趣旨でございますが、同じ予算科目になることからここでは差額分の補正ということになってございます。9月補正段階では町内で活用できるポイントカードを配布する仕組みを予定し、合計2,588万4,000円を補正しましたが、このたびはこれを取下げ、紙の商品券に切替えます。今回の費用内訳は商品券が1人5,000円で2,550万円、商品券作成費50万4,000円、取扱い店を告知するチラシ印刷等で5万円、郵便料2万1,000円、振込手数料7万5,000円、作業労務費23万1,000円の計2,638万1,000円を計上するものでございます。これにより、今回は差額分である198万9,000円の補正ということでございます。

続きまして10ページでございます。3款1項1目18節地域活動支援センター修繕工事補助68万2,000円。こちらにつきましては、障害者施設として稼働しているNPO法人ニセコ生活の家が運営する地域活動支援センターにエアコン整備を行い、環境の改善と熱中症の対策を支援するというものでございます。

その下、ニセコハイツ・デイサービスセンター設備更新等事業補助145万7,000円につきましては、当該施設はこれまで段階的に施設へのエアコンを整備してきましたが、今回職員用事務室、介護員室、リビング、食堂ですね、などにエアコンの整備を行いまして、環境の改善と熱中症の対策に努めるというものでございます。なお、これには緊急防災減災事業債、交付税の措置が7割でございますが、この緊急防災減災事業債を活用予定でございます。

2項2目児童福祉施設費、10節修繕料28万6,000円につきましては、ニセコこども館のヒートポンプが故障により風除室の電源が入らなくなったため、修繕料を補正するというものでございます。

続きまして11ページ、簡易水道事業特別会計繰出金36万8,000円。一般会計から特別会計の繰出金でございまして、後ほど特別会計でご説明をいたします。

12ページ、公共下水道事業特別会計繰出金40万円、こちらも後ほど特別会計でご説明をいたしま

す。

それから13ページ、10款1項4目12節学校施設空調設備設置工事設計業務委託料330万円につきましては、各学校の普通教室、特別支援教室、職員室、校長室へのエアコン等の設置工事を行うための設計費用を補正するというものでございます。

その下、5項1目幼児センター費、10節修繕料30万円。当初予定していなかった修繕実績が多く、11月から3月にかけての不測の事態に備えた補正ということでございます。6万円の5か月分ということで積算をしております。14節幼児センター営繕工事673万2,000円。近年続く猛暑から子どもたちや職員の安全安心な保育環境を整備するため、エアコンを設置するというものでございます。なお設置場所は0歳から5歳児保育室9か所、子育て支援センター2か所、応接室、保健室、職員室、全14か所でございます。これにつきましては、先ほど同様緊急防災減災事業債の活用を予定しているというところでございます。その下、17節一般備品6万9,000円につきましては、幼児センター館内清掃用の業務用掃除機が経年劣化により立て続けに2台故障したということで、新たな掃除機を購入するものでございます。

7項3目給食センター費は全体で250万1,000円の補正でございます。まず10節修繕料106万8,000円についてですが、学校給食センターは建設から14年が経過しており、調理及び施設管理に必要な設備等について故障がある都度修繕を実施しておりますが、次の修繕について予算が不足するために補正をするというものです。106万8,000円の内訳をざっとご説明いたします。給食配送トラックオイルエレメント交換1万5,000円、除雪機オイル交換、シーズン点検で1万2,000円、配水管高圧洗浄修繕20万4,000円、洗浄室ロス内換気吹出口カバー交換修繕30万3,000円、それから給食配送トラックと除雪機の小破修理は修繕実績による見込みということで6万円、調理用かごの溶接修繕が5校見込んで8,000円、アルミ缶の給食かご溶接修繕も実績を見込みまして5校で1万8,000円、ちょっと細かくて申し訳ありません、水道栓の修繕ということで3万円、自動手洗機修繕6万円、それから最後になりますが、調理機器等の小破修繕ということで修繕実績を見込んで3回分で33万円、合わせて先ほどの金額106万8,000円となるということでございます。その下、11節手数料34万7,000円。現在給食センターで使用している献立作成及び給食栄養管理システムについては、平成24年度に北海道学校給食会から無償で配付されたものを使用しておりますが、令和5年度をもってサポートが終了するため、新しいシステムを導入する費用ということでございます。この手数料は旧システムから新システムへのデータ移行手数料として34万7,000円を補正するというものでございます。それからその下、ソフトウェア保守委託料1万2,000円は1月から3月の3か月分の保守料が1万2,000円ということです。その下、排水槽清掃業務委託料39万6,000円につきましては、給食センター地下に設置している排水槽からの悪臭が調理室へ漂うということから、衛生的な環境を確保するため排水槽の清掃業務を行うための補正でございます。14節給食センター営繕工事29万3,000円。一つ目に給食センターのインターホンに現在親機1台・子機4台を設置しておりますが、事務職員の不在時や子機のない部屋で調理員が作業している際、呼出しが聞こえず不便が生じているというため、親機2台の更新のほか、現在の子機は撤去しワイヤレス携帯の子機2台を更新するための費用が14万3,000円でございます。二つ目は学校給食の納品事業者さんの高齢化によりまして、納品

口の階段に手すりがないことで危険が生じているため、特に冬場なんです。手すりを設置するための費用ということで14万9,000円。合わせて29万3,000円の補正ということでございます。その下、17節コンピューター機器備品38万5,000円は先ほど手数料でご説明をいたしました。学校給食献立作成・栄養管理システム本体の購入費にかかる費用でございます。学校給食センターで栄養教諭が行う学校給食の献立作成・栄養計算・発注の作成などの業務を効率的に行うというためのものがございます。

続きまして14ページから17ページにかけては、今回職員給与等の補正を行ったため職員給与の明細書を変更しておりますので、これについては後ほどご覧をいただきたいと思っております。

今回の補正の詳細につきましては、紙ベースでお配りしてはおりませんが、タブレットに収納しております補正予算資料No.2にまとめて書いてございます。こちらも後ほどご確認をいただきたいと存じます。

議案の第5号については以上でございます。

続きまして、日程第10、議案第6号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。19ページでございます。

議案第6号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和5年度ニセコ町の簡易水道特別会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7億7,036万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月14日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただいて、20ページ第1表 歳入歳出予算補正から22ページについては記載のとおりでございます。それから23ページの歳出をご覧いただきたいと存じますが、今回の補正額36万8,000円の財源は全て一般財源ということで、先ほどの一般会計からの繰入ということでございます。

それでは24ページの歳入から説明をいたします。24ページ、今回の補正に際し、先ほどの一般会計繰入金として36万8,000円の歳入補正をしております。これを財源といたします。

続きまして歳出でございますが、25ページ、1款1項1目一般管理費において全体で36万8,000円の補正でございます。一般会計の補正同様、簡易水道特別会計においても人事院勧告の実施によりまして、給与条例の改正に伴う正職員及び会計年度任用職員の給料・期末手当、それから共済組合納付金等を増額補正するものがございます。

26ページから28ページは今回の職員給与等の補正に際しまして、明細を変更したということで。これも後ほどご覧いただきたいと存じます。

また、今回の補正の詳細については、タブレットにも収納しております補正予算資料No.2を後ほどご覧いただきたいと存じます。

議案の第 6 号の説明は以上でございます。

続きまして 29 ページ、日程第 11、議案第 7 号 令和 5 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算についての説明でございます。

議案第 7 号 令和 5 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

令和 5 年度ニセコ町の公共事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,380 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 14 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきまして、30 ページノ第 1 表 歳入歳出予算補正から 32 ページ歳入歳出補正予算事項別明細書は記載のとおりでございます。33 ページに今回の補正額が書いてございますが、財源は全て一般財源で一般会計からの繰入ということになってございます。

34 ページ、今回の補正に際し、一般会計の繰入金 40 万円の補正。

それから 35 ページ、歳出でございますが、1 款 1 項 1 目一般管理費において全体で 40 万円の補正となっております。一般会計の補正それから簡易水道特別会計の補正同様、公共下水道事業会計においても人事院勧告の実施により、給与条例の改正に伴う給料・管理職手当・勤勉手当・共済組合納付金を増額する補正になってございます。

36 ページから 37 ページは給与明細のため変更しております。

議案第 7 号についての説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際議事の都合により、午前 11 時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5、議案第 1 号 農業委員の選任についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 農業委員の選任についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第6、議案第2号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

高木議員。

○3番(高木直良君) 先ほど給与改定の給料表についてのご説明がありました。その中で、若手職員、例えば1級職・2級職相当の給与について手厚く配分してますという話でした。全体の平均が1.1%改定ということであります。私も人事院の勧告資料を見ましたが、1級職で約5.2%、2級職で2.8%の改定ということで明示されておりました。この今回の条例改正に伴い、1級職・2級職等の若手につくということでありましたけども、具体的に率が分かれば教えていただきたいと思います。

それと、人事院の解説の中では、いわゆる定期昇給分もモデル試算で計算しますと、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善と説明が書いてあります。これをもし今回のニセコ町の条例に合わせた場合、引き写した場合に、例えば月収・年収でどのような給与改善率になるか、もし分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長(青羽雄士君) 総務課長。

○総務課長(福村一広君) 高木議員のご質問にお答えしたいと思います。ニセコ町の給与に関しましては国公に準拠しておりまして、まさしく人事院勧告と同じ率になりますので、1級職については5.2%、2級職は2.8%、3級職が1.0%、4級職、0.4%、5級職以上が0.3%というような改定になります。

また、参考で先ほど申し上げられた給与改定率3.3%、これについても国と同じ給与表を使っておりますので、同じような率になると考えております。以上です。

○議長(青羽雄士君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第5号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑ありませんか。

高木議員。

○3番(高木直良君) 条例改正で職員給与の改正がございました。それで、これに関連する8ページ、職員給与費、これの一般職の給与の部分と会計年度任用職員の給与の部分がありました。これについて、会計年度任用職員の条例によりますと、1級2級の給料表を準用するというふうに記載がございました。それで今回トータルで381万の改定であります。もしわかれば結構ですけども、会計年度任用職員の中で分類しますとフルタイム勤務の方、パートタイムの方は月額報酬の方、日額報酬の方、時間報酬の方がそれぞれ配置されております。それで全体的にどの程度の改定かというイメージを得たいと思います。一番分かりやすいのは、それぞれの種類の方の時間単価に換算した場合の今回の平均の改善率とか、あるいは改善後の時間給額がそれぞれ分かりましたら、教えていただきたいと思います。もし今すぐ即答できないということでありましたら、後日でも結構ですので教えていただきたいと思います。要するに、会計年度任用職員それぞれの区分けがありますけれども、時間単価にした場合のそれぞれの方の水準について知りたいということで質問いたしました。よろしくお願ひします。

○議長(青羽雄士君) 総務課長。

○総務課長(福村一広君) まず会計年度任用職員に関しましては、今回の予算計上している部分についてはフルタイムの職員のみ予算要求をしております。パートタイム等時間の関係もありますので、今現在精査を行っております。12月定例議会にパートの部分については計上させていただきたいということで考えております。

率に関して言いますと、実はこちらの場合、会計年度任用職員も正職員の1級職・2級職を適用して

おりますので、先ほど言いました1級職・2級職の率の賃上げになるかと思っております。基本的には遜色ないように遡及もさせて支給すると。手当についても同様に考えております。ただ、一部会計年度任用職員の特定職に関して、会計年度任用職員の条例の第24条に5-6人いるんですけども、これについては高齢職員と若い職員がいて、若い職員についてはその特定職について同様の改定を行うかどうか検討しておるところでございます。いずれにしても、会計年度任用職員については正職員と同じ率で改定するというのと、それからパート職員については12月の補正で上げさせていただきたいということでございますのでご理解よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 高木委員。

○3番（高木直良君） 参考のためにお聞きしたいんですけども、今現在でここに該当する一般職の部分と、それから今ご説明ありましたフルタイムの会計年度任用職員の方の人数ですね、これが分かればお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 現在、会計年度任用職員のフルタイムについては全体で144人ということで、27ページに記載してございます。会計年度任用職員の給料の部分で144人となっています。そのうちフルタイムは特定職と旧準職員を除いて31人となっております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 一般職の人数についてもお聞きしたんですけども。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 一般職についても給与の明細のほうに記載されておまして、90人となっております。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はございませんか。

6番、小松議員。

○6番（小松弘幸君） 今回の補正で生活の家やニセコハイツ、特に幼児センター等にエアコンを設置するわけですけども、電気の容量の関係はどのように考えておられるのか。容量は足りるのかどうか、その辺どのように考えているのかお聞きしたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） こども未来課長。

○こども未来課長（齋藤徹君） ただいまの幼児センターの部分についてですが、現在幼児センターで全体で使えるアンペア数っていうのも調べまして、それが385アンペアほどあると。使ってるのが250アンペアほどなので、残り135アンペアほどの余裕の中で、各教室だとか、あと全体どれぐらいの規模のものをつけていくかみたいなことを計算したというところです。例えば幼児センターは高圧受電のキュービクルがある施設なんですけど、それを増設しないような、できるだけ大きな改修工事をしないように、幼児センターの場合は休みがないものですから、夏休みとかもないのでできるだけ保育をしながら、大規模な工事にならないような設備をつけていったと。電力については調べて大丈夫なようにしております。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 今の話、理解したんですけども、例えば容量が足りなかった場合には電柱を

引っ張ると容量が足りるとかっていう話も聞いたことがありますんで、そういったことも含めて今後ほかの施設にもエアコンをつけるような形になると思いますので、そのように考えてもいいのかなと思っております。質問ではないですけども、そういった参考があるんじゃないかなと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ございませんか。

7番、齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） 8ページの12目13節のところなんですけれども、ちょっと聞き落としてたら申し訳ありません。このAEDの借上料なんですけれども、先ほどの説明で国際交流施設インターナショナルスクールで多言語対応というふうに聞いたように思うんですけども、こういう多言語対応のAEDというのは初めて採用されるのですか。そこを一つお聞きしたかったことと、それから何か国語に対応しているのか。それからそういうのが何台、今回はインターナショナルスクールだけが借り上げになっているんでしょうか。そこをまずお聞きしたいと思ひます。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 今回AEDに関しましては、今インターナショナルスクールには一応日本語版のAEDを置いてあるんですが、いざというときに日本語では対応できないのでということで外国語用を考えておまして、多言語対応のものでございます。多言語対応といひましても、必ずしも全ての言語がそのAED一つに入ってるわけではなくて、例えば英語バージョンとかドイツ語バージョンとかいろいろあるという意味での多言語で、今回英語バージョンを入れるということでございます。なお、今インターナショナルスクールに置いてある日本語のAEDについては、実は給食センターに今置いてなくて、今年ちょっと体調が悪くなつた方がいらつしゃるということで給食センターに移行させるということで考えております。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） そうですね、この英語バージョンっていうのはもともと既にほかにはあったものだったんですね。それをインターナショナルスクールで取り入れたということではあったものなんで考えていいんですか。

○総務課長（福村一広君） 総務課長。これまでは日本語のもので、英語バージョンとか多言語のものは市販されておりますので、そちらのほうを今回新たに導入するということでございます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） もう一つ二つお聞きしたいんですけども、これ5万円ってありますね、これ何台何でしょうか。それとですねもう一つ、これで気がついたので、今回インターナショナルスクールにそういう英語バージョンを入れるということなんですけれども、今普通の学校でもね、普通の施設でもやっぱり英語バージョン、あるいは中国語とか韓国語とか必要じゃないかなと思つたんですけど、それは今のところは全くなくて、今回英語バージョンが初めてですか。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 基本的には今回初めて外国対応のものを入れるということで、6,600円の消費税別で4か月分のプラス補償金2万円ということで4万9,640円を計上したというところで

ございますが、1台でございます。基本的にはAEDはたくさんあっても仕方がございませんので、1台で十分かなと思っております。ただインターナショナルスクールの場合は特殊で、日本語で対応できる職員さんがいないということもあって、ほかの施設ですと日本語で対応できる方いらっしゃいますので、その方で十分なのかなと思っております。インターナショナルスクールについては少し特殊性があるということで、今回このような対応をさせていただいたということでございます。それから、ちょっと訂正がございまして、先ほど私一般職90人と言ったんですけども、簡易水道と下水道の職員が5名おりますので、全体としては95名ということでございます。あと会計年度任用職員についても、水道のほうに1名おりますので145名ということになります。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第5号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第6号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第7号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を議題としま
す。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第7号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(青羽雄士君) 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。
これにて令和5年第7回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 大 野 幹 哉 (原本自署)

署 名 議 員 高 木 直 良 (原本自署)